る場合」を「（当該過去対象会計年度において次項第一号の規定により含むものとされた金額がある場合」に、「合計額からその含むものとされた金額」を「金額）」に、「）をいう」を「をいう」に、「第三項まで」を「この号、同項第一号及び第三項」に、「が当該」を「が当該対象会計年度の当該所在地国に係る」に改め、同項第三号中「の当該対象会計年度以後の各対象会計年度に」を「の各対象会計年度に」に、「以後の各対象会計年度に係る令」を「に係る令」に、「以後の各対象会計年度（当該」を「当該」に、「合計額（」を「合計額から、」に、「がある場合」を「（当該過去対象会計年度において次項第二号の規定により含むものとされた金額がある場合」に、「合計額からその含むものとされた金額」を「金額）」に、「）をいう」を「をいう」に、「この項」を「この号、次項第二号」に、「が当該」を「が当該無国籍構成会社等の当該対象会計年度に係る」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　前項の構成会社等の令第百五十五条の四十一項（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）の過去対象会計年度において前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合又は同項の無国籍構成会社等の令第百五十五条の四十四第一項（無国籍構成会社等に係る再計算国際最低課税額）の過去対象会計年度において前項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合における令第百五十五条の四十又は第百五十五条の四十四第一項から第三項までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一　令第百五十五条の四十一項の過去対象会計年度（前項の所在地国に係る再計算国別グループ純所得の金額（同条第二項第一号に規定する再計算国別グループ純所得の金額をいう。以下この号において同じ。）がある過去対象会計年度に限る。以下この号において同じ。）の当該所在地国に係る同条第二項第三号イに規定する再計算国別調整後対象租税額には、当該過去対象会計年度の当該所在地国に係るみなし繰延税金資産相当額（当該みなし繰延税金資産相当額が当該過去対象会計年度の当該所在地国に係る再計算国別グループ純所得の金額に基準税率を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した残額）を含むものとする。

二　当該無国籍構成会社等の令第百五十五条の四十四第一項の過去対象会計年度（当該無国籍構成会社等の再計算個別計算所得金額（同条第三項に規定する再計算個別計算所得金額をいう。以下この号において同じ。）がある過去対象会計年度に限る。以下この号において同じ。）に係る同条第二項に規定する再計算調整後対象租税額の計算上前項第三号の規定により含むものとされた金額はないものとし、当該再計算調整後対象租税額には当該無国籍構成会社等の当該過去対象会計年度に係る無国籍みなし繰延税金資産相当額（当該無国籍みなし繰延税金資産相当額が当該無国籍構成会社等の当該過去対象会計年度に係る再計算個別計算所得金額に基準税率を乗じて計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した残額）を含むものとする。

第三十八条の四十第三項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「グループ国際最低課税額等報告事項等」に、「構成会社等及び当該構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等又は無国籍構成会社等の調整後対象租税額並びに当該所在地国に係る国別調整後対象租税額の計算につき」を「当該対象会計年度以後の各対象会計年度において」に、「の当該」を「の構成会社等の」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条第五項中「は、」の下に「特定多国籍企業グループ等に係る」を加え、「又は無国籍共同支配会社等」を削り、「、当該」を「並びに当該」に、「第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)に」を「第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)に」に、「並びに当該所在地国に係る」を「及び」に改め、「再計算国別調整後対象租税額」の下に「並びに無国籍共同支配会社等の調整後対象租税額及び令第百五十五条の五十一第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する令第百五十五条の四十四第二項に規定する再計算調整後対象租税額」を加え、「第一項中「属する」とあるのは「係る」と、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」とあるのは「第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)」と、同項第二号」を「第一項第二号」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(1)」に、「第八十二条の二第四項第一号イ(1)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(1)」に、「第二項中「の令」とあるのは「の令」を「「属していた構成会社等及び当該構成会社等」とあるのは「係る共同支配会社等及び当該共同支配会社等」と、「する他の構成会社等」とあるのは「する当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「構成会社等及び当該他の構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該他の共同支配会社等」と、第二項中「第百五十五条の四十第一項（」とあるのは「令第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十の」と、「同項」とあるのは「前項」を「第百五十五条の四十第一項（」と、「第百五十五条の四十四第一項（」とあるのは「第百五十五条の五十一第一項（無国籍共同支配会社等に係る再計算国際最低課税額）において準用する令第百五十五条の四十四第一項（」と、「第百五十五条の四十又は」とあるのは「第百五十五条の四十八第一項において準用する令第百五十五条の四十第一項」と、同項第二号中「第百五十五条の四十四第一項」とあるのは「第百五十五条の五十一第一項において準用する令第百五十五条の四十四第一項」に改める。

第三十八条の四十一第一項中「特定多国籍企業グループ等報告事項等（」を「グループ国際最低課税額等報告事項等（」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等に」を「グループ国際最低課税額等報告事項等に」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等」を「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等」に改め、同項第二号中「第八十二条の二第二項第一号イ(3)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」に改め、同条第七項中「第八十二条の二第三項」を「第八十二条の三第三項」に改め、同条第八項中「第八十二条の二第五項」を「第八十二条の三第五項」に、「第八十二条の二第二項第一号イ(3)(i)」を「第八十二条の三第二項第一号イ(3)(i)」に、「第八十二条の二第四項第一号イ(3)(i)」を「第八十二条の三第四項第一号イ(3)(i)」に改める。

第三十八条の四十二第一項及び第二項を次のように改める。

令第百五十五条の五十三第一項（各種投資会社等に係る国際最低課税額の計算の特例）（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める金額は、第三十八条の二十八第四項（調整後対象租税額の計算）に規定する被配分繰延対象租税額とする。

２　令第百五十五条の五十三第一項に規定する財務省令で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合

イ　次に定めるところにより作成される令第百五十五条の五十三第一項の構成会社等に係る最終親会社等の各対象会計年度に係る連結財務諸表において非支配株主帰属額（令第百五十五条の三十七第二項第一号イ(2)（帰属割合の計算等）に規定する非支配株主帰属額をいう。次号イ並びに次項第一号イ及び第二号イにおいて同じ。）として記載される金額

(1)　当該最終親会社等及び当該構成会社等のみを連結対象会社等とみなす。

(2)　ロに掲げる金額を当該構成会社等の当該対象会計年度に係る税引後当期純損益金額とみなす。

(3)　当該最終親会社等と当該構成会社等との間の取引はないものとみなす。